

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035 沿革 (略) <u>平成 22 年 9 月 27 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 輸出手形保険約款（以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。</p> <p>一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。<u>ただし、当該期限の末日が、当該荷為替手形を買い取った銀行（貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）の休業日に当たる場合、その翌営業日をもって期限とみなす。</u></p> <p>二 荷為替手形の買取時において、「<u>海外商社名簿について</u>」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における与信管理区分の E E 格、E A 格、E M 格、E F 格、E C 格、S C 格、P N 格、P U 格、P T 格及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されていない者以外の者を手形支払人とする荷為替手形であること。</p> <p>三 前号に規定する者以外の者であって、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。</p> <p>四 日本貿易保険が別に定める国又は地域（「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。</p> <p>五 手形金額が 5 0 0 億円以下の荷為替手形であること。</p> <p>六 「貿易保険の料率等に関する規程」（平成 1 6 年 7 月 2 日 0 4 制度-0 0 0 3 4。以下「保険料率等規程」という。）別表第 3 の手形の買取日から起算して手形の満期日まで</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 輸出手形保険約款（以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。</p> <p>一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。</p> <p>二 荷為替手形の買取時において、「<u>海外商社名簿について</u>」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における与信管理区分の E E 格、E A 格、E M 格、E F 格、E C 格、S C 格、P N 格、P U 格、P T 格及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されていない者以外の者を手形支払人とする荷為替手形であること。</p> <p>三 前号に規定する者以外の者であって、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。</p> <p>四 日本貿易保険が別に定める国又は地域（「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。</p> <p>五 手形金額が 5 0 0 億円以下の荷為替手形であること。</p> <p>六 「貿易保険の料率等に関する規程」（平成 1 6 年 7 月 2 日 0 4 制度-0 0 0 3 4。以下「保険料率等規程」という。）別表第 3 の手形の買取日から起算して手形の満期日まで</p>	

<p>の期間（以下「保険料算定期間」という。）が720日以内の荷為替手形であること。</p> <p>2 銀行は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第2号又は第4号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>第1条の2 ～ 第51条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表 （略）</p> <p>別紙様式第1 ～ 第6 （略）</p>	<p>の期間（以下「保険料算定期間」という。）が720日以内の荷為替手形であること。</p> <p>2 銀行（<u>貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。</u>）は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第2号又は第4号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>第1条の2 ～ 第51条 （略）</p> <p>別表 （略）</p> <p>別紙様式第1 ～ 第6 （略）</p>	
--	---	--